

## 桜井市アダプト・プログラム推進事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、桜井市アダプト・プログラム推進事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項を定め、市民による地域の道路、公園等の清掃美化活動（以下「活動」という。）を市が支援することにより、地域住民の交流促進及び、市民と行政の協働のまちづくりを推進することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

**第2条** 事業の対象となる団体は、公益活動を行う地域組織、ボランティア団体、NPO法人又は企業若しくはその他の団体で、当該団体構成員の半数以上が桜井市協働推進指針に定める市民であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は、事業の対象としない。

- (1) 団体の名称に特定の公職の候補者の氏名、公職にある者の氏名又はこれらの者の通称名を冠する団体
- (2) 未成年者を代表者とする団体
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある団体
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員）と社会的に非難されるべき関係を有する団体
- (5) 前各号に規定するもののほか、事業の趣旨に反する行為を行うおそれがあると市長が認める団体

(対象活動区域)

**第3条** 事業の対象となる活動区域（以下「活動区域」という。）は、市が管理する道路又は公園等の公共施設若しくは市長が認める区域とする。

(対象活動)

**第4条** 事業の対象となる活動の内容は、次の各号に掲げるものであって、営利目的、政治目的、布教活動等その他の事業の趣旨に反する目的を有するものでないものとする。

- (1) 活動区域内の清掃及び除草
- (2) 活動区域内の花の植栽又は花壇の手入れ
- (3) その他市長が目的の達成のために必要と認める活動

2 活動回数は、年間6回以上とする。

(参加申込み)

**第5条** 事業に参加しようとする団体は、自ら活動区域等を定め、桜井市アダプト・プログラム推進事業参加申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査するものとする。

(合意書の締結)

**第6条** 前条第2項の規定による審査により申込書に記載された内容が適当と認められた団体(以下「参加団体」という。)は、市長と事業に係る合意を締結し、桜井市アダプト・プログラム推進事業合意書(第2号様式。以下「合意書」という。)を取り交わすものとする。

2 前項による合意は、取り交わした日の属する年度の末日までの期間とし、合意期間満了までに合意の解除がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(活動報告)

**第7条** 参加団体は、年度終了後、速やかに桜井市アダプト・プログラム推進事業活動実績報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(参加団体の責務)

**第8条** 参加団体は、活動に当たっては、次の各号に掲げる事項について、十分留意しなければならない。

(1) 道路、公園等の利用者に支障を及ぼさないよう活動を行うこと。

(2) 参加団体の責任者は、活動の開始前に参加者全員に、安全指導を行うこと。

(3) 活動中に事故等が発生した場合は、速やかに事故報告書(第4号様式)を市長に提出すること。

(4) 活動区域内に公共物の故障、不法投棄等を発見した際は、市に情報提供を行うこと。

(5) 市長から支給された用具等を適正に利用し、保管すること。

(6) 活動に対して生じた第三者との紛争については、責任をもって対応し、解決に導くこと。

(参加団体への支援)

**第9条** 市長は、参加団体の活動に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 別表に規定する清掃用具等の支給
- (2) 全国市長会市民総合賠償補償保険の適用
- (3) 活動の紹介等の広報活動
- (4) 活動に関する相談
- (5) 活動に伴うごみ処理に必要な支援

2 参加団体は、前項第1号に規定される用具等の支援を必要とするときは、桜井市アダプト・プログラム推進事業清掃用具等支給物品申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（活動内容の変更等）

**第10条** 参加団体は、合意書に記載した活動内容に変更が生じたとき又は合意の解除を希望するときは、桜井市アダプト・プログラム推進事業（変更・辞退）届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項に規定するもののほか、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、合意を解除することができるものとする。

- (1) 参加団体の活動が、本要綱に規定された内容に反するとき。
- (2) 参加団体が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

（庶務）

**第11条** 事業についての庶務は、市民協働課において処理するものとする。

（その他）

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定めるものとする。

別表（第9条関係）

物品	支給基準	支給年度	支給内容
竹ほうき しだほうき くま手	構成員5名当たりい ずれか1本  (5名未満の端数が 生じたときは、切り上 げるものとする。)	初年度(前回物品の支給を受けた 日の属する年度の4月1日から 起算して5年を経過する日の属 する年度ごとに支給する。以下同 じ。)	1本(上限10本)
手み 三つ手ちりとり	構成員10名当たりい ずれか1個  (10名未満の端数が 生じたときは、切り上 げるものとする。)	初年度	1個(上限5個)
ごみはさみ	構成員1名当たり	初年度	1本(上限50本)
軍手	構成員1名当たり	毎年度	1双(上限50双)
花の種	1団体当たり	毎年度	20袋以内

備考

- 1 「花の種」の支給については、本市が施設管理者である公園の清掃を行う第2条に規定する対象団体であって、当該公園への植栽について施設管理者から承認を得た当該団体に限る。
- 2 「花の種」の種類等については、市長が別に定める。